

償還期間の延長にかかる優遇融資のお知らせ

整備費が高額となる特別養護老人ホームについて、施設整備に係る毎年度の償還額を軽減し、安定した施設経営が図れるよう、**償還期間の延長**を実施しています。

融資条件	【優遇適用後の条件】
対象施設	耐火構造の広域型特別養護老人ホーム (定員30人以上)
資金種類	設置・整備資金
償還期間	39年以内
据置期間	3年以内

- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

1
し
連
絡
先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係

TEL (03) 3438-9298

FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店 福祉審査課融資相談係

TEL (06) 6252-0216

FAX (06) 6252-0240